

鳥取市米穀品質向上対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市米穀品質向上対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、米、麦、大豆その他の米穀類（以下「米穀」という。）の生産拠点の施設又は機械・設備を整備することにより品質向上や安定生産を図り、高値取引や直販率拡大に繋げることで生産農家の所得の向上や生産意欲の向上を目指し、もって本市の農業振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、米穀の生産・集出荷に必要な施設及び機械・設備の整備とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う鳥取いなば農業協同組合とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に補助率3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額は1事業あたり10,000千円を上限とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度途中で補助事業を完了し、又は中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、令和2年度の補助対象事業から適用する。

別記様式（第7条、第10条関係）

年度 鳥取市米穀品質向上対策支援事業
事業計画及び収支予算（事業報告及び収支決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業内容	事業費	補助対象経費	備考
	円	円	
合 計			

（注）経費の内容は、別紙で詳細を添付すること。

3 事業費の内訳

事業費	補助対象 経費 (A+B+C)	負担区分			備考
		市補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)	
円	円	円	円	円	

4 収支予算（又は決算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
事業主体					
そ の 他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
合 計					

5 事業完了（予定）年月日

6 添付書類

（交付申請時）

（1）事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

（実績報告時）

（1）事業費が確認できる資料

（機械・設備等の写真、納品書、領収書、契約書の写し等）